

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中

衛生課 管理係・医事係・薬事係・食品衛生係・環境衛生係・温泉係

改める。

第十条衛生課の項の第三号中「施行」の下に「(公的医療機関の経営指導に関するものを除く。)」を加え、同項の第十九号中「、病院、看護婦養成所」を削る。

第十条衛生課の項の次に次のように加える。

病院管理課

一 公的医療機関の経営指導に関すること。

二 病院及び看護婦養成所に関すること。

第十八条の表中

審議会

鳥取県立病院運営

鳥取県立病院運営審議会条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第三十号)第一条の規定による県立病院事業の健全な

和四十二年十月鳥取県条例第三十号)第一条の規定による調査審議に関する事務

を削り、

同表中

鳥取県公衆浴場入浴料金審議会

鳥取県公衆浴場入浴料金審議会条例(昭和三十一年十月鳥取県条例第四十四号)第二条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関

三十八年十月鳥取県条例第四十四号)第二条の規定に
し必要な事項の調査審議に関する事務

を

鳥取県公衆浴場入浴料金審議会	鳥取県公衆浴場入浴料金審議会条例(昭和三十八年による公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必
鳥取県立病院運営審議会	鳥取県立病院運営審議会条例(昭和四十一年十月県立病院事業の健全な運営に関する調査審議

十月鳥取県条例第四十四号) 第二条の規定
 要な事項の調査審議に関する事務

鳥取県条例第三十号) 第一条の規定による
 に関する事務

病院管理課
 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】